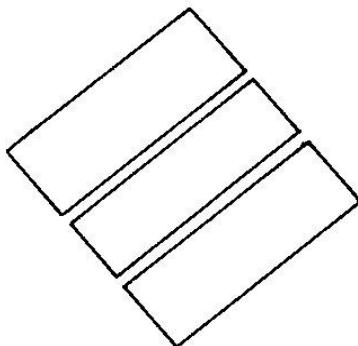


# 滝川市国民保護計画



平成22年8月

滝 川 市

# 目 次

<b>第1編 総 論</b>	1
<b>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	3
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	5
1 国民保護措置の全体の仕組み	5
2 市の事務又は業務	6
3 関係機関等連絡先	6
<b>第4章 市の地理的、社会的特徴</b>	7
<b>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</b>	14
1 武力攻撃事態	14
2 緊急対処事態	14
 <b>第2編 平素からの備えや予防</b>	16
<b>第1章 組織・体制の整備等</b>	16
<b>第1 市における組織・体制の整備</b>	16
1 市の各部課室における平素の業務	16
2 市職員の収集基準等	17
3 消防機関の体制	18
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	19
<b>第2 関係機関との連携体制の整備</b>	20
1 基本的考え方	20
2 道との連携	20
3 近接市町村との連携	21
4 指定公共機関等との連携	21
5 ボランティア団体等に対する支援	22
<b>第3 通信の確保</b>	22
<b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b>	23
1 基本的考え方	23
2 警報等の伝達に必要な準備	24
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	25
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	26
<b>第5 研修及び訓練</b>	27

1 研修	2 7
2 訓練	2 8
<b>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	<b>3 0</b>
1 避難に関する基本的事項	3 0
2 避難実施要領のパターンの作成	3 2
3 救援に関する基本的事項	3 2
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	3 2
5 避難施設の指定への協力	3 3
6 生活関連等施設の把握等	3 3
<b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>3 5</b>
1 市における備蓄	3 5
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	3 5
<b>第4章 国民保護に関する啓発</b>	<b>3 7</b>
1 国民保護措置に関する啓発	3 7
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	3 7
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>	<b>3 8</b>
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>3 8</b>
1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	3 8
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	4 0
<b>第2章 市対策本部の設置等</b>	<b>4 1</b>
1 市対策本部の設置	4 1
2 通信の確保	4 9
<b>第3章 関係機関相互の連携</b>	<b>5 0</b>
1 国・道の対策本部との連携	5 0
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	5 0
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	5 1
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	5 1
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	5 2
6 市の行う応援等	5 2
7 ボランティア団体等に対する支援等	5 2
8 住民への協力要請	5 3
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>	<b>5 4</b>
<b>第1 警報の伝達等</b>	<b>5 4</b>
1 警報の内容の伝達等	5 4
2 警報の内容の伝達方法	5 5
3 緊急通報の伝達及び通知	5 6
<b>第2 避難住民の誘導等</b>	<b>5 6</b>

1	避難の指示の通知・伝達	5 6
2	避難実施要領の策定	5 7
3	避難住民の誘導	5 9
<b>第5章 救援</b>		<b>6 5</b>
1	救援の実施	6 5
2	関係機関との連携	6 5
3	救援の内容	6 6
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	7 0
5	救援の際の物資の壳渡し要請等	7 0
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>		<b>7 2</b>
1	安否情報システムの利用	7 2
2	安否情報の収集	7 3
3	道に対する報告	7 3
4	安否情報の照会に対する回答	7 3
5	日本赤十字社に対する協力	7 4
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>		<b>7 5</b>
<b>第1 武力攻撃災害への対処</b>		<b>7 5</b>
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	7 5
2	武力攻撃災害の兆候の通報	7 5
<b>第2 応急措置等</b>		<b>7 6</b>
1	退避の指示	7 6
2	警戒区域の設定	7 7
3	応急公用負担等	7 8
4	消防に関する措置等	7 8
<b>第3 生活関連等施設における災害への対処等</b>		<b>8 0</b>
1	生活関連等施設の安全確保	8 0
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	8 1
<b>第4 NBC攻撃による災害への対処等</b>		<b>8 2</b>
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>		<b>8 5</b>
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>		<b>8 6</b>
1	保健衛生の確保	8 6
2	廃棄物の処理	8 7
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b>		<b>8 8</b>
1	生活関連物資等の価格安定	8 8
2	避難住民等の生活安定等	8 8
3	生活基盤等の確保	8 8
<b>第11章 特殊標章等の交付及び管理</b>		<b>8 9</b>

<b>第4編　復旧等</b>	9 1
<b>第1章　応急の復旧</b>	9 1
1　基本的考え方	9 1
2　公共的施設の応急の復旧	9 1
<b>第2章　武力攻撃災害の復旧</b>	9 2
<b>第3章　国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	9 3
1　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	9 3
2　損失補償及び損害補償	9 3
3　総合調整及び指示に係る損失の補てん	9 3
<b>第5編　緊急対処事態への対処</b>	9 4
1　緊急対処事態	9 4
2　緊急対処事態における警報の通知及び伝達	9 4
<b>資料編</b>	別冊